

選挙運動費用に関する公費負担 (選挙公営)制度について

令和8年8月

和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山県選挙管理委員会

※この資料は、県議会議員選挙・県知事選挙を想定して作成したものです。
今後、順次充実を図るほか、法令改正等により見直しを行います。

目 次

<総 論>

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の目的	・・・3
選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の種類	・・・4～5
公費負担の考え方(上限額について)	・・・6
公費負担の仕組み(有償契約を締結する場合)	・・・7
契約書の作成にあたっての注意事項	・・・8

<各 論>

主な公費負担制度に関する公費負担基準の考え方と請求書の記載方法	
【選挙運動用自動車の借上・運転手の雇用】	・・・10～13
【選挙運動用自動車の燃料】	・・・14～16
【選挙運動用ポスターの作成】	・・・17～19
【選挙運動用ビラの作成】	・・・20～22
【選挙運動用通常葉書の郵送】	・・・23～25

<問い合わせ先>	・・・26
----------	-------

総論

選挙運動費用に関する公費負担制度の目的

国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度

公費負担制度で実現

金のかからない
選挙

選挙運動の
機会均等

◆供託金が没収された場合（得票数が一定の数に達しないとき）は、公費負担を受けることができない場合があります。

選挙運動費用に関する公費負担制度の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、県条例及び公職選挙法で上限額等の基準が決められています。

※県議会議員選挙は①～⑤及び⑥(a)、県知事選挙は①～⑥が公費負担の対象です。

①選挙運動用自動車の使用(ハイヤー契約の場合)

上限額＝1日あたり64,500円

②選挙運動用自動車の使用(レンタカー契約の場合)

自動車の借入(1日1台に限る) 上限額＝1日あたり16,100円

運転手の雇用(1日1人に限る) 上限額＝1日あたり12,500円

燃料代 上限額＝7,700円×選挙運動日数

③選挙運動用ポスターの作成

作成枚数の上限数＝選挙区のポスター掲示場数×2

作成単価の上限額＝選挙区のポスター掲示場数から算出

} 選挙区毎に
異なります。

④選挙運動用ビラの作成

作成枚数の上限数＝公職選挙法第142条に定める枚数

※県議会議員選挙＝1万6千枚 県知事選挙＝11万5千枚

作成単価の上限額＝5万枚以下 1枚あたり8円38銭
5万枚を超える場合 ビラ作成枚数から算出

⑤選挙運動用通常葉書の郵送

郵送枚数の上限数＝公職選挙法第142条に定める枚数

※県議会議員選挙＝8千枚 県知事選挙＝3万7千5百枚

⑥その他 ※(b)～(d)は、県知事選挙のみに認められるもの

(a)個人演説会の公営施設の利用

(b)特殊乗車券の交付(公共交通機関の利用)

(c)選挙運動用の新聞広告掲載費用

(d)選挙運動用の政見放送費用

※一般運送契約(ハイヤー契約)による選挙運動用自動車の借上と、ハイヤー契約に基づかない車両の借上、運転手の雇用及び燃料代に関する公費負担の制度は併用できません。

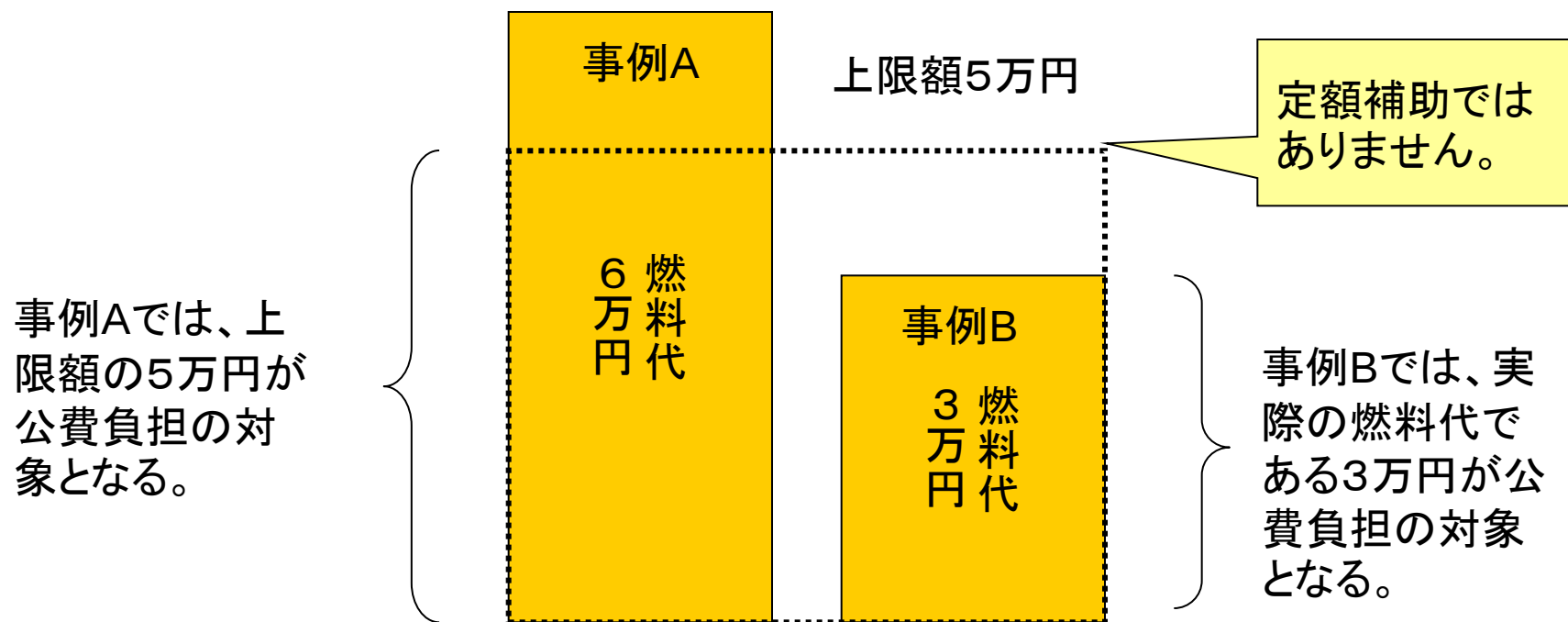
※運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を結ぶ場合は、公費負担は受けられません。

※上記のうち、供託金没収者は公費負担されないものがあります。

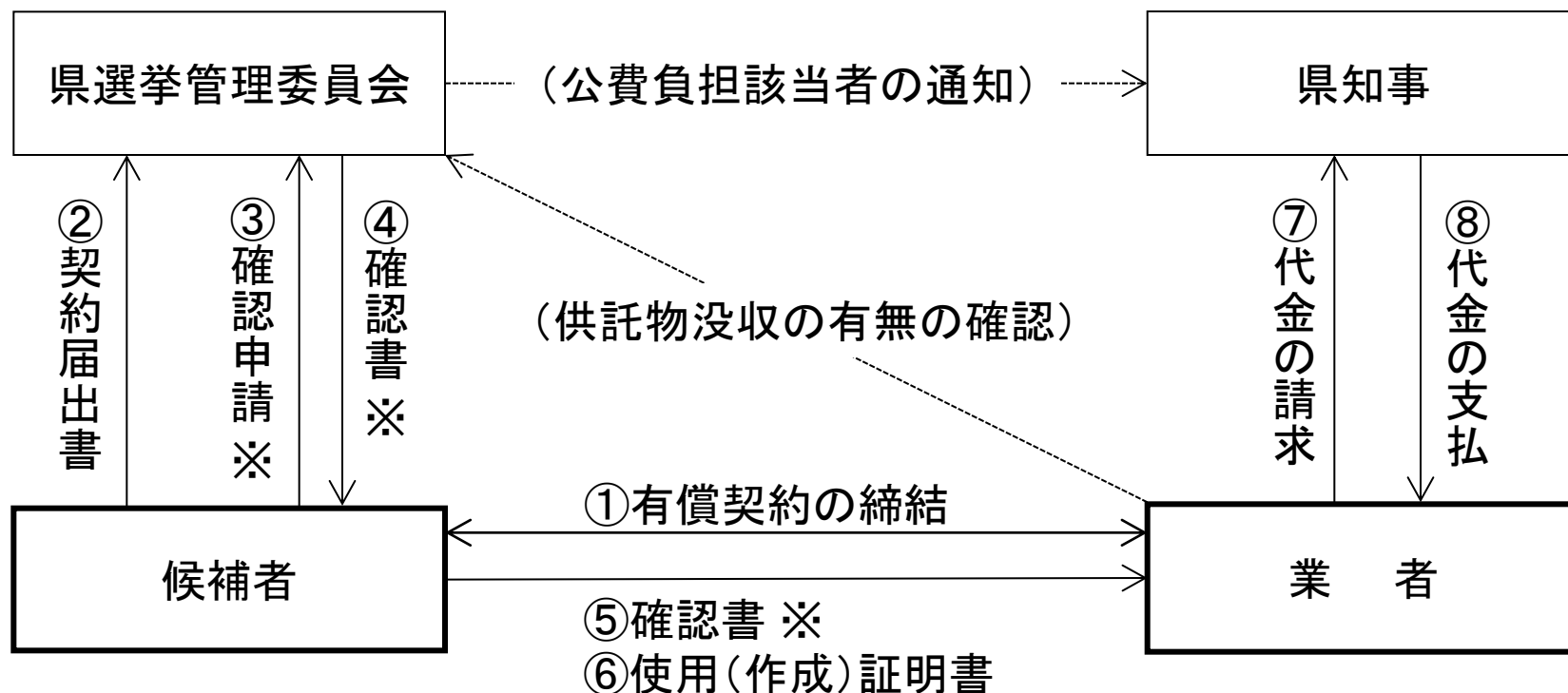
公費負担の考え方(上限額について)

国や、県が選挙運動費用の公費負担を行う制度で、上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度です。

◆たとえば選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が5万円の場合



公費負担の仕組み（有償契約を締結する場合）



(注) 上の表は事務の流れの概略を示したものであり、公費負担の対象となる契約種別ごとに必要書類や添付資料が異なります。

※印は金額や作成枚数等の確認が必要な場合の手続です。

契約書の作成にあたっての注意点

※契約書は、実態に則して作成してください。下記は、レンタカー契約の例です。

ハイヤー方式の場合は、「運送契約書」を使用

車両賃貸借契約書

収入印紙不要

和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙候補者**和歌山 太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇**（以下「乙」という。）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 使用目的
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に基づき、選挙運動のために使用
- 車種及び登録番号又は車両番号**車のメーカー名、車種、和歌山〇〇△△△△**
- 台数 1台
- 使用期間 (例) 令和8年9月3日から令和8年9月13日まで 11日間
この例では選挙運動期間(9日間)とその前後を含んだ期間を想定
※ 公費負担対象は選挙運動期間中のみ
- 契約金額 (例) 92,000 円
1日 12,000 円 × 11 日間 (例) 別紙のとおり
(契約金額には消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車両の1日あたりの単価が、使用日数により変動するなど、同一単価ではない場合は、別紙の契約金額内訳書に記入
甲は、法令に従い、本件車両の1日あたりの単価が、使用日数により変動するなど、同一単価ではない場合は、別紙の契約金額内訳書に記入
- その他
・契約の相手方(乙)がレンタカー業者の場合、運輸支局に届出している **基本料金が公費負担対象**
・看板、スピーカーなどオプション料金は公費負担対象外
※ オプションを含む契約を締結する場合は、基本料金とオプション料金を区別して記入
・選挙運動期間(立候補届出日～選挙期日前日まで)が公費負担対象
なお、和歌山県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は和歌山県には請求ができない。
- その他
和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、公職選挙法第86条の4の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないときは、4の使用期間及び5の契約金額の規定にかかわらず、使用期間は、令和8年9月3日から令和8年9月4日までの2日間とし、契約金額は、金20,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
令和〇年〇月〇日
甲 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙候補者
使用期間初日以前の日付を確認
住所 和歌山市△△ 〇〇番地
氏名 和歌山 太郎
乙 住所 和歌山市△△ 〇〇番地
氏名 株式会社〇〇
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇
生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担対象外
(ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担対象)

契約金額内訳書

(車両賃貸借契約)

使用期間	借入れ金額	備考
令和8年9月3日から 令和8年9月3日まで	1日 12,000円× 1日間 = 12,000円	
令和8年9月4日から 令和8年9月13日まで	1日 8,000円× 10日間 = 80,000円	
令和 年 月 日 から 1 日 12,000 円 × 日間		
本内訳書は、1日あたりの単価が日によって異なる場合に必要です。使用期間中のすべての日を同一単価で契約する場合は、本内訳書は不要です。 (例) ①選挙運動期間の前1日間+②選挙期間の計11日間レンタルした場合で、料金が、初日12,000円、2日目以降8,000円 この場合、レンタカー料金は92,000円(12,000円×1日+8,000円×10日)となります。		

契約金額が2種類以上の場合、この様式を利用してください。

県選挙管理委員会が例示した様式で対応できない場合は、見積書を添付するなどして、契約内容がわかるようにしてください。

車両の借入がある場合は、その日に付する10,000円が公費負担額となります。
 一の契約で二種類以上の契約単価が生じる場合に、この契約金額内訳書を使用してください。(この場合、契約書の内訳欄には「別添のとおり」と記載してください。)
 ※ この契約金額内訳書は、契約書と合わせて、そのとじ目に当事者が契約の調印に用いた印章をもって押印してください。

各 論

主な公費負担制度に関する公費負担基準と請求書の記載方法



選挙運動用自動車の上 運転手の雇用

車両の借上・運転手雇用の上限額(選挙運動用自動車)

※「1日あたりの金額」について 上限額があります。

車両の借上形態により、次のとおり上限額があります。

＜ハイヤー契約に基づく場合＞

◆車両の借上費用(運転手・燃料代を含む。)

1候補者につき1日1台で、64,500円

＜ハイヤー契約に基づかない場合＞

◆車両の借上費用

1候補者につき1日1台で、16,100円

◆運転手の雇用

1候補者につき1日1人で、12,500円

別途、運転手の雇用
や燃料代が発生する
ことはありません。

※公費負担の対象期間は、選挙運動期間のみです。

※ハイヤー契約の場合の注意事項

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と契約してください。ハイヤー契約に基づかない車両の借上、運転手雇用及び燃料代の公費負担制度を併用することはできません。

※レンタカー借上の場合の注意事項

レンタカー業の許可を受けた者から借りるようにとの運輸支局の要望があります。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の借上)

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇〇月〇〇日

選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事 様

契約書記載内容に同じ

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 和歌山市△△ 〇〇番地

氏名(名称) 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇
(記名押印又は自署)

記

1 請求金額

(例) 72,000 円

2 内訳

請求内訳書のとおり

3 令和8年9月13日執行 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本店名	△△支店
預金種類	① 普通 2 当座 9 別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク〇〇〇〇 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		

転記

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこれではありません。

(公)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

選挙運動期間内であること

「借入れ金額(イ)」と「基準限度額(ロ)」を比較して、少ない方を「請求金額」に記入

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和〇年〇〇月〇〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
	(例) 8,000円			契約書の1日あたりの金額を転記
	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇〇月〇〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇		16,100円	(例) 8,000円	
令和〇		16,100円	(例) 8,000円	
令和〇		16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇〇月〇〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
計			(例) 72,000円	

比較して低い方を
請求額とする。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)の「運送等年月日」欄に記載された年月日を「使用年月日」欄に、「運送等金額」欄に記載された金額を「借入れ金額」欄にそれぞれ転記してください。

表面の請求金額と同額か確認

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

★「一定期間レンタル料が定額」等の特別な料金で契約している場合の記載方法は県選挙管理委員会事務局に個別に相談してください。

請求書の記載例(運転手の雇用)

請求書

(選挙運動用自動車の使用)
【運転手の雇用】

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和○年○月○日 ← 選挙期日以降の日付が確認

和歌山県知事 様

契約書記載内容と同じ

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 和歌山市△△ ○○番地

氏名(名称) ◇◇ ◇◇

(記名押印又は自署)

記

1 請求金額

(例) 108,000 円

2 内訳

押印する場合、印鑑は契約書と同じものを使用してください。

請求内訳書のとおり

3 令和8年9月13日執行 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	○○銀行	本支店名	△△支店
預金種類	① 普通 2 当座 別段	口座番号	○○○○○
フリガナ 口座名	△△ △△ ◇◇ ◇◇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限り

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)
(3) 運転手

選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した日

「報酬(イ)」と「基準限度額(ロ)」を比較して、少ない方を「請求金額」に記入

雇 用 年 月 日	報 酬 (イ)	契約書の1日あたりの金額を転記	
令和○年○月○日	(例) 12,000円		
	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円
	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円
	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円
令和○年○月		00円	(例) 12,000円
令和○年○月		00円	(例) 12,000円
令和○年○月		00円	(例) 12,000円
令和○年○月○日	(例) 12,000円	12,500円	(例) 12,000円
計			(例) 108,000円

選挙運動期間(立候補の届出の日から選挙期日の前日まで)に限りです。

比較して低い方を請求額とする。

転記

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)の「雇用年月日」欄に記載された年月日を「雇用年月日」欄に、「報酬の額」欄に記載された金額を「報酬」欄にそれぞれ転記してください。

表面の請求金額と同額か確認

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(公-21)

★運転手雇用契約は、運転手個人と締結してください。

選挙運動用自動車燃料

選挙運動用自動車の燃料代の上限額

選挙運動期間中、選挙運動用自動車に要した燃料代の合計額に上限があります。

上限額＝7,700円×選挙運動期間(※)

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

- ◆車両の借上費用等の場合とは異なり、1日あたりの金額に上限はありません。
- ◆公費負担対象は、選挙運動用自動車(1候補者1台に限られます。)に給油した燃料代に限られます。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の燃料代)

請求書
(選挙運動用自動車の使用)
【燃料代】

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和○年○月○日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事 様 ← 契約書記載内容と同じ

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 和歌山市△△○

氏名(名称) 有限会社□□石油

代表取締役

(記名押印)

記

- 請求金額 (例) 25,500円
- 内訳
請求内訳書のとおり
- 令和8年9月13日執行 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙
- 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	○○銀行	本支店名	△△支店
預金種類	① 普通 2 当座 9 別段	口座番号	○○○○○
フリガナ 口座名	ユウゲンガイシャ□□セキユ ダイヒョウトリシマリヤク○○ ○○ 有限会社□□石油 代表取締役 ○○ ○○		

【燃料代の請求】

- 契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限る。
- 提出書類
 - ①請求書
 - ②選挙運動用自動車使用証明書(燃料)
 - ③確認書(原本)
 - ④給油伝票(納品書)の写し※
※給油日、給油量、車番、給油金額が記載されていること。

(公-22)

自動車登録番号を記入

選挙運動期間(立候補の届出の日から選挙期日の前日まで)に限りです。

契約書に基づく1リットルあたりの単価を記入

押印する場合、印鑑は契約書と同じものを使用してください。

請求内訳書

客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車番番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備
令和○年○月○日	和歌山○○わ△△△△	(例) 170.0円×20.00ℓ = 3,400円			
令和○年○月○日	和歌山○○わ△△△△	(例) 170.0円×40.00ℓ = 6,800円			
令和○年○月○日	和歌山○○わ△△△△	(例) 170.0円×30.00ℓ = 5,100円			
令和○年○月○日	和歌山○○わ△△△△	(例) 170.0円×30.00ℓ = 5,100円			
令和○年○月○日	和歌山○○わ△△△△	(例) 170.0円×30.00ℓ = 5,100円			
令和○年○月○日	和歌山○○わ△△△△	(例) 170.0円×30.00ℓ = 5,100円			
計		(例) 25,500円	(例) 25,500円	(例) 25,500円	

上限額は、選挙運動期間中の日数により算出されます。1日あたりではありません。

それぞれの給油ごとに給油伝票(納品書)の内容と一致するよう記載願います。

確認書に記載された額の合計

(イ)と(ロ)を比較して少ない方の額

給油日、給油量、車番、給油金額が記載された給油伝票を添付してください。

「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(公-23)

選挙運動用ポスターの作成

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ポスター)

※作成枚数と作成単価の双方に上限があります。

※作成枚数・作成単価の上限はポスター掲示場数によって異なります。

<作成枚数の上限>

「選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」× 2

<作成単価の上限>

◆ポスター掲示場数が500以下の場合

$\{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数})\} \div (\text{ポスター掲示場数})$

◆ポスター掲示場数が500を超える場合

$\{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)\} \div (\text{ポスター掲示場数})$

※1円未満の端数は1円とする。

請求書の記載例（選挙運動用ポスターの作成）

請求書

（選挙運動用ポスターの作成）

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇〇日

選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事様

契約書の内容と同じ

住所並びに法人
代表者の氏名

和歌山市△△ 〇〇番地

株式会社□□□

代表取締役 □□ □□

（記名押印又は自署）

記

1 請求金額 (例) 990,000 円

2 内訳

請求内訳書のとおり

3 令和8年9月13日執行 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	□□支店
預金種類	① 普通 2 当座 9 別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ ダイヒョウトリシマリヤク□□ □□ 株式会社 □□□ 代表取締役 □□ □□		

備考

1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。

～省略～

（公－5）

請求内訳書

（選挙運動用ポスターの作成）

契約書の内容
を転記

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			金額			金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 B×A	単価 D	枚数 E	金額 E×D	単価 G	枚数 H	金額 H×G	
箇所 (例)	円 (例)	枚 (例)	円 (例)	円 (例)	枚 (例)	円 (例)	円 (例)	枚 (例)	円 (例)	
590	990	1,000	990,000	1,039	1,000	1,039,000	990	1,000	990,000	

書記載内容と同じ

・単価Dは下記の計算式で算出
・枚数Eは確認書により確認された枚数

・単価Gは「AとD」を比較して少ない方
・枚数Hは「BとE」を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と同額か確認

選挙区のポスター
掲示場数を記入

1 「選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right]$$

(2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right]$$

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

（公－6）

選挙運動用ビラの作成

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ビラ)

※ビラの作成枚数・作成単価の双方に上限があります。

※ビラ作成枚数によって作成単価の上限が決まります。

<作成枚数の上限>

◆県議会議員選挙

1万6千枚(2種類以内)

◆県知事選挙

11万5千枚(2種類以内)

<作成単価の上限>

◆ビラ作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭／枚

◆ビラ作成枚数が50,000枚を超える場合

$\{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000)\} / (\text{作成枚数})$

※1銭未満の端数は1銭とする。

請求書の記載例（選挙運動用ビラの作成）

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の4の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇〇月〇〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事

作成枚数と作成単価に上限があります。

記 円

1 請求金額 (例) 112,000

2 内訳

請求内訳書のとおり

3 令和8年9月13日執行 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本店支店	□□支店
預金種類	① 普通 2 当座 9 別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ □ダイヒョウトリシマリヤク□□□□ 株式会社 □□□ 代表取締役 □□ □□		

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

～略～

【ビラ請求の提出書類】

①請求書+②ビラ作成枚数確認書+③ビラ作成証明書+④ビラの見本（2種類の場合は各1枚）

(公-28)

請求内訳書

契約書の内容を
転記

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
(例) 7.0	(例) 16,000	(例) 112,000	(例) 8.38	(例) 16,000	(例) 134,080	(例) 7.0	(例) 16,000	(例) 112,000	

契約書記載内容と同じ

- 単価Dは下記の計算式で算出
- 枚数Eは確認書により確認された枚数

- 単価Gは「AとD」を比較して少ない方
- 枚数Hは「BとE」を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と同額か確認

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
(イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭
(ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \quad (1 \text{ 銭未満の端数は切上げ})$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(公-29)

選挙運動用通常葉書の郵送

頒布枚数の限度と郵送費(通常葉書の郵送)

※候補者は、通常葉書を無料で郵送できます。

◆候補者1人につき頒布できる枚数には、上限があります。

県議会議員選挙……8千枚

県知事選挙……3万7千5百枚

◆通常葉書は郵便物配達事務を扱う郵便局の窓口で発送してください。
その際は、選挙運動用通常葉書差出票を添えてください。

◆選挙運動用通常葉書差出票は、立候補の際に交付されます。

◆路上で選挙人に手渡すことはできません。

◆県議会議員選挙・県知事選挙では通常葉書の作成費用は公費負担対象外です。

選挙運動用通常葉書差出票

(表面)

選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号			第《(番号)》号		
発行者氏名		〇〇〇〇〇選挙 選挙長 〇〇 〇〇 印			
候補者氏名		〇〇〇〇〇選挙候補者			
この差出票による差出制限枚数			500通		
差出月日	差出通数	差出合計数	備考		
ここに必要事項を記載してください。					

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

(裏面)

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとり合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

◆これは、立候補受付の際に交付されます。

◆葉書発送の際に、郵便局に提出してください。

問い合わせ先

所属名	電話番号
県選挙管理委員会事務局 (県庁 市町村課 振興班)	073-432-4111(代表) 073-441-2191(直通)
県選挙管理委員会 海草分局 (海草振興局 総務県民課 総務グループ)	073-432-4111(代表) 073-441-3477(直通)
県選挙管理委員会 那賀分局 (那賀振興局 総務県民課 総務グループ)	0736-63-0100(代表) 0736-61-0137(直通)
県選挙管理委員会 伊都分局 (伊都振興局 総務県民課 総務グループ)	0736-34-1700(代表) 0736-33-5004(直通)
県選挙管理委員会 有田分局 (有田振興局 総務県民課 総務グループ)	0737-63-4111(代表) 0737-64-1255(直通)
県選挙管理委員会 日高分局 (日高振興局 総務県民課 総務グループ)	0738-22-3111(代表) 0738-24-2904(直通)
県選挙管理委員会 西牟婁分局 (西牟婁振興局 総務県民課 総務グループ)	0739-22-1200(代表) 0739-26-7906(直通)
県選挙管理委員会 東牟婁分局 (東牟婁振興局 総務県民課 総務グループ)	0735-22-8551(代表) 0735-21-9606(直通)

県選挙管理委員会ホームページアドレス

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/wsenkan/wsenkan.html>